

学校いじめ防止基本方針概略

岸和田市立土生中学校

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「学校全体に笑顔があふれ、一人ひとりが生き生きと輝く学校づくり」を教育目標としており、そのために「知・徳・体」のバランスのとれた教育を実践しており、特に「徳」の部分では人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

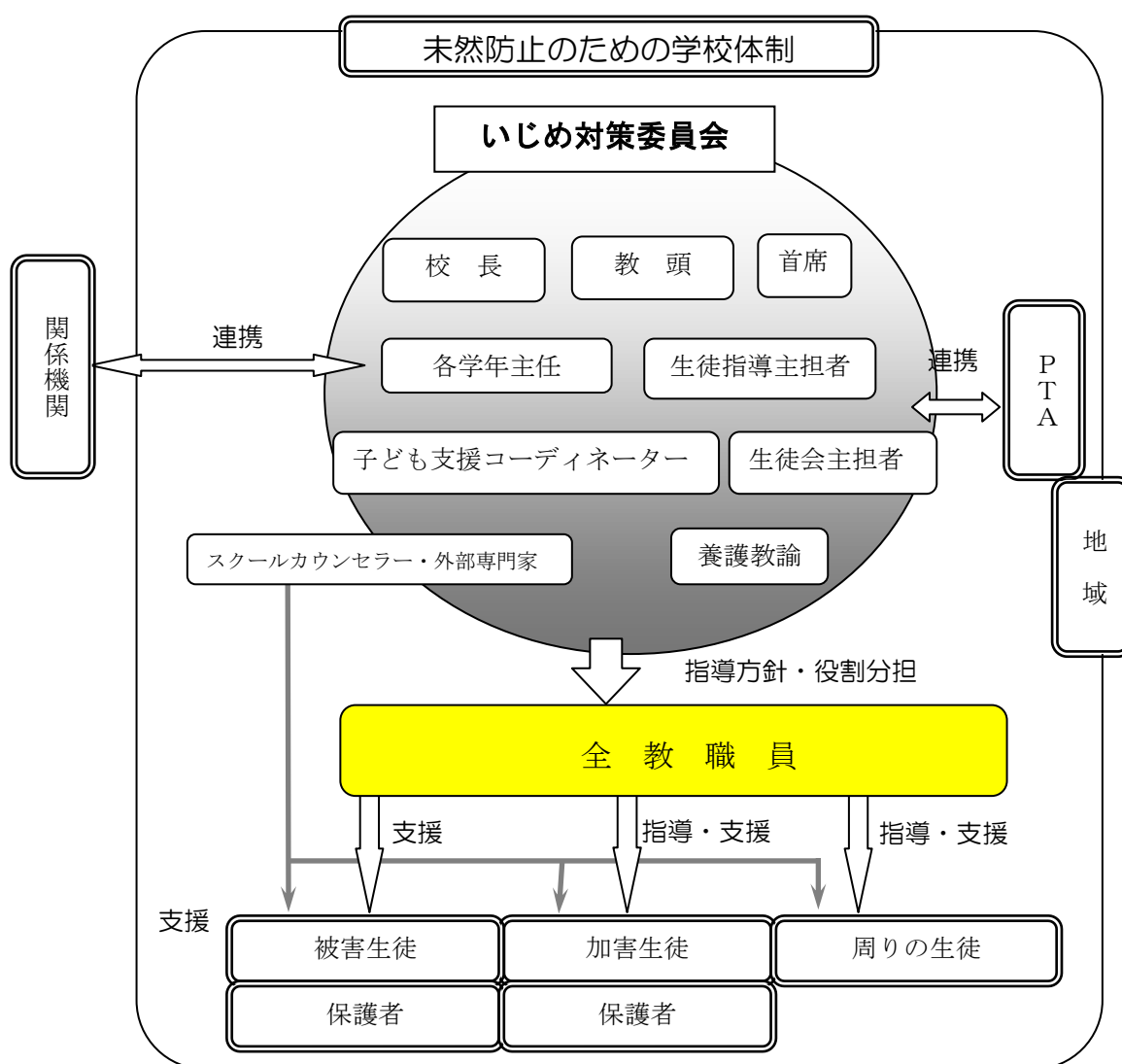
「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導担当者、各学年主任、養護教諭、子ども支援コーディネーター、生徒会担当者、スクールカウンセラー、必要に応じた教職員および外部専門家

(3) 役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定
- ・ いじめの未然防止
- ・ いじめの対応
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修
- ・ 年間計画の企画と実施
- ・ 年間計画進捗のチェック
- ・ 各取組の有効性の検証
- ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し



4 取組状況の把握と検証（PDCA）

いじめ対策委員会は、各学期に検討会議を開催する。取り組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処方法を検証し、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ未然防止

いじめの未然防止のための措置

- (1) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、学校生活全体を通して、学級、学年、部活動等でのそれぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進する。また、道徳の時間や人権教育の充実を図る。
- (2) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員及び生徒に対して、いじめ問題について次の①～⑨のことを認識させる。
 - ①いじめは、人間として決して許されない行為である。
 - ②いじめは、どの学級にも、どの生徒にも起こり得ることである。
 - ③いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
 - ④いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
 - ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
 - ⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
 - ⑦いじめは、解消後も注視が必要である。
 - ⑧いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
 - ⑨いじめは、学校、家庭、地域等の全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、わかりやすい授業づくりを進める。
- (4) 生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードに学校づくりを進める。
- (5) 自己有用感や自己肯定感を育むために、学校行事、生徒会行事や委員会活動を充実させ、学校生活全体で生徒を認める声かけを多くし、あたたかみのある指導を行う。
- (6) 生徒が自らいじめについて学ぶために、道徳や特別活動等の時間において、実際のいじめ事象を反映した資料や新聞記事等を活用した授業を行う。

第3章 早期発見

いじめ早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートや教育相談を実施する。
- (2) 保護者と連携して生徒を見守るために、学校と家庭での生徒の良いところや気になるところについて日頃から連絡を取り合う。
- (3) 生徒、保護者が教職員に、どんなことでも相談できるように、生徒・保護者と教職員の関係を深める。また、普段から生徒・家庭の些細な情報を学年全体で共有し、担任一人で抱え込まないために教職員間で話し合いができる体制をつくる。
- (4) 懇談会、PTAの会議などで気軽に、相談できるように声かけを行うとともに、学校・学年・学級通信を通して相談体制を広く周知する。
- (5) 学校教育診断などのアンケートや通信の保護者からの返信により、いじめ対策委員会が適切に機能しているかなど、定期的に点検する。
- (6) 教育相談等で得た生徒の個人情報の取扱いについては、個人情報保護法に沿って適切に管理する。

第4章 いじめに対する迅速な対応

1 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) いじめ対策委員会で情報を共有し、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (4) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、指示を得る。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

2 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒や保護者に寄り添い、支える体制をつくる。
- (2) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- (3) いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。
- (4) 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

3 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、関わったとされる生徒からも事実関係の聞き取りを個別に行う。
- (2) 事実関係を確認した後は、迅速にいじめた生徒の保護者に事実関係を伝え、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす重大な人権問題行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (4) いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、その生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- (5) 指導に当たり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーや外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

4 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しては、そのような行為も許されない行為であると指導する。

- (2) いじめに関わった生徒に対しては、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- (3) いじめが認知された際、学級・学年・学校全体の課題として取り組んでいく。

6 重大事態への対応

- (1) 市教委に重大事態の発生を報告
 - ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）。
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくなれている疑い。
 - ③生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき

- (2) 市教委が重大事態の調査の主体を判断
 - ①学校を調査主体とした場合
市教委の指導・支援のもと、学校は対応に当たる。
 - ②市教委が調査主体となる場合
市教委の指示のもと、学校は資料の提出など、調査に協力し、対応に当たる。

7 その他

具体的な生徒や保護者への対応については、別添資料を参考にして、必要に応じて外部専門家と連携し、行う。

8 別添え資料

- ・ いじめ事象生起時の対応について（平成 24 年 9 月市教委作成）
- ・ ネット上のトラブルへの対応（平成 25 年 10 月市教委作成）
- ・ 問題行動への対応チャート（大阪府教育委員会作成）